

第3章

人身取引被害者の帰国後の社会再統合の課題

ー日本から帰国したタイ人被害者による自助団体の活動からの考察ー

齋藤百合子

要約：

人身取引課題は、2000年に採択された国際組織犯罪条約を補足する「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（以下、人身取引議定書）による刑事司法の枠組みと、人身取引は犯罪であると同時に重大な人権侵害との認識から国連人権高等弁務官事務所が2002年に国連経済社会理事会に提出した「人権および人身取引に関して奨励される原則と指針」（以下、人権指針）に代表される人権保護の枠組みの両輪で人身取引対策が講じられている。

本稿は、5Pの保護と防止、および3Cの被害回復と再統合に焦点を当てる。そして、日本をはじめ外国で人身取引の被害に遭ったタイ人女性の人身取引後の被害回復と生活再建（再統合）に必要なニーズと支援、ピアサポートグループおよび支援的政策環境を分析し、人権指針6の「人身取引された人々の権利とニーズへの留意なくして人身売買のサイクルを壊すことはできない」を実現するための社会再統合の課題を考察することを目的とする。

キーワード：

人身取引被害者 被害者支援 社会再統合 ピアサポートグループ 被害防止

はじめに

人身取引課題は、2000年に国際組織犯罪条約を補足する「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（以下、人身取引議定書）が国連で採択されて刑事司法の枠組みで把握されるようになってから国際社会での反人身取引対策が促進された。その一方、人身取引は犯罪であると同時に重大な人権侵害との認識から国連人権高等弁務官事務所が2002年に国連経済社会理事会に提出した「人権および人身取引に関して奨励される原則と指針」（以下、人権指針）は、国連人権理事会指名による人身取引特別報告者が人身取引対策を評価する時、人身取引議定書と同様欠かせない原則と指針である。

現在国際社会や各国での人身取引対策は、刑事司法と被害者の人権保護および協力と調整に基づいて5つのP（保護protection, 訴追prosecution, 処罰punishment, 防止prevention, 国際協力と参画の促進promoting international cooperation and partnership）と3つのR（救済redress, 被害回復recovery 再統合reintegration）、そして3つのC（能力capacity, 協力cooperation 調整coordination）¹が促進されている。本稿は、5Pの保護と防止、および3Cの被害回復と再統合に焦点を当て、日本をはじめ外国で人身取引の被害に遭ったタイ人女性²の人身取引後の被害回復と生活再建（再統合）に必要なニーズと支援、ピアサポートグループおよび支援的政策環境を分析し、人権指針6の「人身取引された人々の権利とニーズへの留意なくして人身売買のサイクルを壊すことはできない」を実現するための人身取引被害者中心アプローチによる社会再統合の課題を考察することを目的とする。

なお本論に先立ち本稿の重要な用語である人身取引という言葉の使用について述べたい。人身取引議定書が採択された際、従来のHuman Traffickingから、より取引を強調するべくTrafficking in Personsと呼称されるようになったことを受け、日本語訳も人身売買（Human Trafficking）から人身取引（Trafficking in Persons）とする。また人身売買と人身取引の内容も、人身売買の定義は不明確なまま移送した先での強制売春など性的搾取とのニュアンスがあるのに対し、人身取引議定書第3条での定義は性的搾取だけでなく強制労働や臓器売買を含んで幅広い。ただし、人身取引という訳語は2000年以

¹ 人身取引特別報告者が2011年7月4日の人身取引訴追に関する会議に提出したコンセプトノートから引用。 <http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Trafficking/Geneva2011ConceptNote.pdf> (2014年3月3日アクセス)

² 人権指針では、人身取引を刑事司法の視点で頻用される「被害者」victimではなく、人身取引された「人々」の権利に配慮するために「人身取引された人々」trafficked personsを使用している。本稿では、刑事司法と人権保障のどちらの視点からも読み取れるように「被害者」を、「人身取引された人々」を強調する時は「被害当事者」を使用する。

降に使われ始めた新語であるため、2000年以前については適宜人身売買を使用する。日本における人身売買の歴史は古く³、たとえ事象に性的搾取だけでなく労働搾取が含まれていても2000年前の事象を人身売買から人身取引と読み替えることは適切ではない。そのため、本稿では時代により使い分け、人身売買と人身取引を併用するほか、内容により人身売買・人身取引と併記する。人権指針では、人身取引を刑事司法の視点で頻用される「被害者」victimではなく、人身取引された「人々」の権利に配慮するために「人身取引された人々」trafficked personsを使用している。

(1) 研究の背景と目的

本研究は、人権指針6の「人身取引された人々の権利とニーズへの留意なくして人身売買のサイクルを壊すことはできない」を基本的な考えとし、人身取引対策において被害者中心アプローチによる効果的な被害者の保護と支援について考察するものである。本年度の研究は、研究の背景となるタイにおける人身取引対策における再統合分野での実践と支援的政策環境と、再統合を目指す2つの団体の自助活動において社会的なインパクトを考察する。

(2) 研究方法

本稿は、先行研究とタイのSEPOMとLOLの2団体関係者らのインタビューおよび団体が発行した印刷物などの資料などから考察した。なお現地調査は、2013年12月25日から12月31日までタイ国のバンコク、チェンライ県、シーサケット県で関係者にインタビューをした。SEPOMは活動拠点がある6郡の代表らによるグループインタビューをチェンライ県で行い、LOLは2011年から2013年まで創設初期の元代表とコーディネーターにシーサケット県、バンコクで行った。そのほか、現地で収集した文献や資料を分析した。

(3) 研究の背景

① 人身取引被害の認知に関する課題

2000年に人身取引議定書が採択され、人身取引の定義が明確になってから、国際社会では調査や法整備、被害者保護・支援事業、防止のための啓発事業や、二国間、多国間、また地域間の国を超えた協力事業が実施されてきた。「人身取引のサイクル」を

³ 古代日本には奴隷制度や人の売り買い、中世の日本では身売りや奉公という名の人の売買、取引がなされてきた史実が記されており（下重 2012）、近代は、「からゆきさん」として、旋業者によって言葉巧みに東アジア、ロシア、東南アジアに連れて行かれた日本人女性が性労働を余儀なくされるという人身売買が江戸時代後期から明治、大正を経て昭和のはじめまで行われていた。

断ち切るためには、加害者を訴追し処罰するだけでなく、被害者の再被害化⁴や加害者に転じない⁵対策を講じることが必要である。

しかし人身取引課題は実態を把握することが容易ではない。その理由は2つある。1つはグローバル化で資金や情報等が痕跡をほとんど残さずに国を超えるため人身取引の加害の実態を把握し、犯罪の立証が難しいことである。2つ目は人身取引被害者の認知が難しいことである。

人身取引議定書第3条において、人身取引の定義は「搾取の目的」、「手段」、「行為」の3つが人身取引の構成要件としている。しかし、国際結婚、雇用された家事労働者、農場や工場での労働、子ども兵士など多様な形態において発生している搾取が、人身取引として認知されるかどうかの解釈が難しい。さらに、議定書第3条(b)の「(a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているかどうかを問わない⁶」における搾取exploitationと同意consentをめぐる解釈の議論など被害者の認知は容易ではない。

被害者認知が難しいそのほかの理由に、被害者であっても被害者であることを本人が認めない、もしくは拒否するということがあげられる。被害者が被害を認識しない心理的背景についてWHOは「人身取引された女性をインタビューする際に配慮すべき倫理と安全ガイドラインEthical and safety guidelines for interviewing trafficked women」で、人身取引は「複雑な人間管理と搾取システムの中で、権利や法律の知識をもち、経済的困難を抱えている弱い立場の人を、言語や生活や法律が異なる国や地域に移送して、架空の借金や脅迫、アメとムチを巧みに使って心理的に管理し、拘束し、搾取する行為」との認識を示し（WHO 2003、齋藤 2006:73）、複雑に絡まった「搾取」の糸を紐解く作業が人身取引の理解には求められている。

さらに、ブルノヴスキスとサトレスは欧州でのモルドバ出身者人身取引被害者の経験をから、人身取引被害者が「被害者」と扱われたり、支援を拒否する背景に、①個人的な理由（被害者に認定されたら次の就労先を見つけにくい、家族のために働き続けなければいけないなど）、②支援策の理由（必要な支援が提示されない）、③社会的な理由（差別、偏見、信頼の欠如）があると指摘している（Brunovskis and Sutress 2012 :

⁴ IOM は人身取引被害者の脆弱性は、人身取引被害から何らかの方法で脱却できても2年以内に再被害に遭うリスクが高いことを指摘している（IOM 2010）

⁵ 国連麻薬犯罪対策室（UNODC）は2009年に刊行した報告書では、特に東欧諸国や中央アジアにおいて人身取引加害者の女性の加害者が男性よりも高いことを示している。他の犯罪では女性加害者の割合が10%未満と低いことから加害者の中に元被害者の存在があることを推測できる。そのほか人身取引被害後の社会再統合の失敗が、元被害者の再被害化や加害者側への転身につながる可能性が報告されている（齋藤 2012）、

⁶ 外務省訳。（URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty162_1a.pdf, Last Accessed 13th March, 2014).

7)。

以上のように、人身取引被害者として認知されるべき人が認知されていないこともあり、当局が認知して統計等で公式に発表する人身取引被害者数は実態の一部にすぎない。被害者認知は人身取引被害者の保護と支援の入り口でありながら容易ではない。被害者と認知されて支援を受けた人よりも、被害者と認知されないまま人身取引の後の人生を生きている人の方が多いと推測される。

② 効果的な人身取引対策のための被害者認識の再考

人身取引の被害者が適切な支援を得て、生活再建を果たし、それが人身取引の抑止効果とするために、人身取引の被害者を認知するための調査研究手法を再考する必要があるのではないだろうか。ティルダムとブルノヴスキスは、人身取引被害者を認識するとき、直近に被害を受けたものだけではなく、時間軸を広げて過去に被害を受けた者や可視化されずにこれまで見過ごされてきた人々にも関心を払うことの重要性を提起している。現在可視化されている被害者は、政府が認定した人々と政府は認めないが支援 NGO などサービス機関が被害者と認めている人々だけである。しかし、移民・移住してきた人々と搾取されている人々が重なるところに、現在も過去も潜在的な人身取引被害者が存在する可能性を指摘し、可視化すべき被害者は「現在」の被害者だけでなく、過去の被害回復のために「過去」の被害者も含まれると被害者の認知過程に時間軸を含める意義を論じたのである (Tyldum & Brunovskies 2005:17)。

人身取引の要因は貧困、不十分な開発、平等な機会の欠如など⁷であり、人身取引された人の被害回復がなされず、貧困、不十分な開発、平等な機会の欠如などがある環境に再び置かれれば、被害に遭った本人に再発の危険が伴うだけでなく、次世代の潜在的な被害者に対する人身取引防止にはならず、人身取引のサイクルはなかなか断ち切れない。人身取引対策の被害者の保護・支援においては、短期的な支援だけでなく、被害回復と再び生活を立て直す（統合）長期的な支援についても注目し、有効な対策の検討が求められている。

1. 日本におけるタイ人女性の人身取引の経緯

(1) 日本の市民団体の形成と人身売買被害者支援

外国で人身取引被害に遭ったタイ人のタイへの帰国後の再統合について論じる前に、まず日本における人身売買・人身取引の課題が可視化され始めた主に1980年代以降の

⁷ 人身取引議定書第9条4項に記されている。

状況を、特にタイ人女性被害者に注目して記す。タイから日本へ人身売買された女性たちの調査研究はアメリカの人権団体ヒューマンライツウォッチ (Human Rights Watch、2000) があり、シャウエッテと齋藤や、如田と青山による日本で人身取引に遭ってタイに帰国した女性の調査研究では、多くの女性たちが1970年代から1990年代に日本に入国し、人身取引被害に遭っていたことを明らかにしており、(Couette & Saito 1999、如田と青山 2007) 人身取引の被害者が帰国した後の再統合の課題を考えると、日本における人身取引の状況や1980年代に形成された支援の経緯をたどることは帰国後の社会再統合とその支援の在り方を考える際に何らかの示唆があると考えからである。

1970年代の日本における人身売買状況は新聞記事で垣間見ることしかできず実態はなかなかわからなかった。たとえば、1974年9月1日付の朝日新聞は「バンコク→香港→東京 人身売買ルート タイ人女性百人が犠牲」との見出しで、「タイの踊りをすると言われてきたのにトルコ風呂で働かされた」との複数のタイ人女性らの訴えによって、タイ、韓国、香港、日本の関係者が絡む人身売買ルートの背景があり、それまでに約100人の女性がタイから日本に人身売買・人身取引されていたと報じている。

しかし日本における人身売買の構造が少しずつ明らかになってきたのは1980年代に入ってからである。1980年代の円高によるバブル景気の頃には、急増する外国人労働者の労働問題や人権侵害に対処するため、また、外国人女性の人権を擁護する市民団体が東京、神奈川、名古屋などに次々と設立された。1990年⁸まで外国人の非熟練労就を日本政府は認めていなかったため、非正規に在留し、適正な在留資格がないまま資格外就労する外国人は、超過滞在や資格外就労など出入国管理法違反者、つまり強制退去の対象となるため労働災害や人権侵害に遭っても外国人の立場は弱かった。

こうした外国人労働者の人権支援団体は、1986年に名古屋で発足した「滞日アジア労働者と共に生きる会 (あるすの会)⁹」、1987年に横浜で発足した「カラバオの会」があり、主に寄場での労働者支援の経験や宗教者の人道的支援¹⁰から増え始めた3K現場で働く外国人労働者の相談窓口の役割を果たしていた。また女性人権保護のためのシェルターとして首都圏に1986年の「女性の家HELP」、1991年には外国人女性の

⁸ 1990年の出入国管理法改正により、「日系人」の定住を認め、結果、非熟練分野での就労が可能となった。しかし、「日系人」以外の外国人の非熟練分野での就労目的の入国や定住は現在でも規制されている。

⁹ 「ラパーン」というスナックで働かされていたフィリピン人女性から受けた支援要請により、女性たちの救出から告発するまでの「あるすの会」の支援と女性たちの人身売買加害者らとの闘いを『ラパーン事件の告発 フィリピン女性たちの闘い』(出版社/年?)に記している。

¹⁰ 「滞日アジア労働者と共に生きる会 (あるすの会)」の代表者はカトリック司祭、「カラバオの会」代表者はプロテスタント牧師が担っており、「HELP」はキリスト教矯風会が母体である。キリスト教会からの献金が活動運営資金に充てられることも少なくない。

ためのシェルター「女性の家サーラー」が設立され、外国人女性支援に関わった¹¹。女性の家HELPや女性の家サーラーはキリスト教系の団体が母体となって設立したが、仏教関係者らも1989年に仏教者国際連帯会議日本支部（INEB Japan）を設立してタイ人の人身売買被害者女性の支援に継続して関わってきた。

とくに女性の保護や支援を行う支援団体を支える弁護士らは、『国際的人身売買の被害者である来日アジア人女性に関する調査研究報告書』において、監禁、暴力、脅迫、架空の「借金」による管理と売春強制など深刻な人身売買の実態を報告し（第二東京弁護士会人権擁護委員会1997）¹²、1980年後半から1990年にかけて悲惨な人身売買の側面を記した。当時の日本におけるタイ人女性を対象とした人身売買の構造は、日本への移住労働を決意した後、ブローカーはビザや旅券申請の手続きから航空券や日本での就労先まで日本に滞在しているブローカーと連絡して、到着後の就労先まで手配、調整する。しかし日本に到着した途端に、勧誘者がタイで約束したはずの皿洗いや調理などの形態や条件の就労はなく、パスポートをとりあげられ、仕事を断ったり、他の仕事を探したりすることが許されない管理下で、350万円から550万円の「借金」を返済するために「売春」が強要される。これが人身取引の構造だった。

「仏教者国際会議INEB-JAPAN」のメンバーで僧侶の杉浦は、1989年1月から1994年2月までの62か月間、タイ人女性が被害者もしくは加害者として関与した殺人事件の記事を調べ、合計23件の記事を検出した¹³。

¹¹会の名称のカラバオとはフィリピンのタガログ語で「水牛」、サーラーはタイ語で「休憩できるあずま屋」との意味で、フィリピン人やタイ人の利用者が多いことが伺える。

¹² HELP 開設当初の1986年、1987年のもっとも多い利用者の国籍はフィリピンだったが、同報告書では1988年を境に1996年までHELPの国籍別利用者は、1988年以降はタイ人女性ももっとも多くなった。タイ人利用者割合は1988年が70.9%、1989年は86.2%と急増し、1991年には90%を占めた（第二東京弁護士会人権擁護委員会1997:6）。サーラーは自主発行の10年史で、1992年9月の開所前から1994年まで人身売買被害者が殺到し、「総じて、この時期のサーラーは、野戦病院」で、「その多くは、日本の工場に住み込みで働けるという説明を信じて来日したら、言われもなく「350万円を稼ぐまでは売春せよ」と強要されていたタイの女性たちだった」と記している（サーラー 2002:3）。

HELPとサーラーでの人身売買被害者保護と支援に関する調査を含む「日本における人身売買の被害に関する調査研究」報告書によれば、HELPの1996年から2005年3月までの入所者のうち人身売買被害者数は197名、サーラー入所者のうち人身売買被害者数は434名（1992年から2001年）である。被害者はタイ人女性が最も多く、HELPでの人身売買被害者数の65.4%、サーラーでは53.7%をタイ人女性が占めていた（人身売買禁止ネットワーク2005:72）

¹³ 仏教寺住職でもある杉浦は、日本のタイ人女性が抱える問題に関わり始めたきっかけは1988年に名古屋市内で自殺未遂した仏教徒のタイ人女性の保護を名古屋入国管理局の依頼により寺で引き受けたことが始まりだったという。それ以来、「滞日アジア労働者と共に生きる会（あるすの会）」の事務局員として、また、「仏教者国際連帯会議」（1989年にアジア諸国の人権、女性、環境問題に取り組む仏教者のネットワークとして、タイで発足）で、女性問

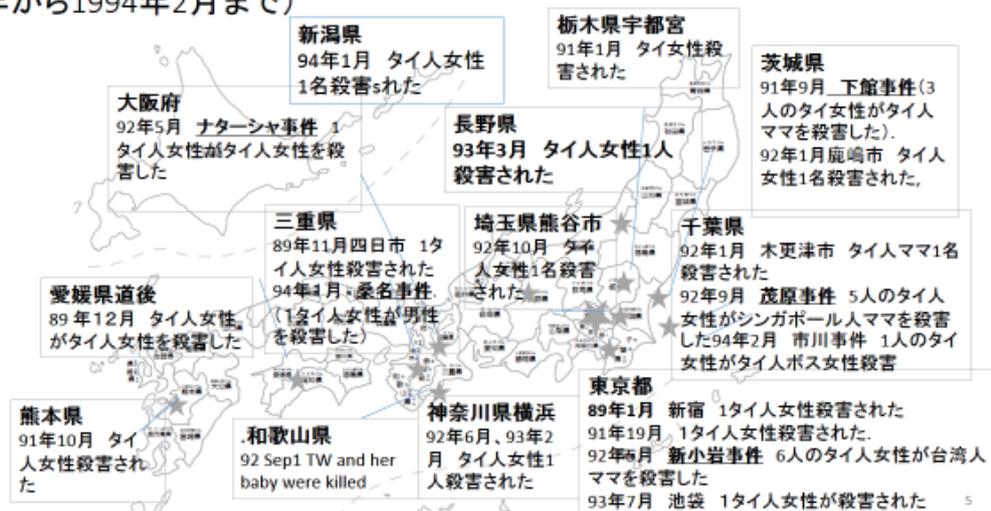
前述の 23 件のうち、7 件の事件では、事件発生地域の市民が被告女性の支援グループが自然発生した。グループは、被疑者の差し入れや手紙の交換、裁判の傍聴などの支援を続けるとともに、日本で発生していた人身売買の実態や人身売買被害者が事件被告として裁かれる不条理や裁判における通訳の問題などを訴えた。7 件の事件とは、事件が発生した都市の名前から、下館事件（茨城県）、新小岩事件（東京都）、茂原事件（千葉県）、桑名事件（三重県）、道後事件（愛媛県）、市原事件（千葉県）と呼称したり、支援者が名付けた名前から「ナターシャさんを支える会」（大阪府）などとした。

異国で言葉も通じない、見知らない日本人の支援グループが被疑者の側に寄り添って支援を継続するという市民グループの存在は、当該被疑者が日本での刑期を終えて帰国した後、後述するピアサポートグループ、タイ日移住女性ネットワーク（Self Empowerment Program of Migrant women, 以下 SEPOM）に参加する動機にもなった（女性の人権カマラード 1998）。支援グループは、拘留されていた被疑者に必要な日用品を差し入れたり、手紙を交換したり、裁判を傍聴したりして被疑者の女性らと意志疎通をはかった。また支援グループは、来日の経緯や来日後の悲惨な状況を知るにつれ、背景に人身売買の構造があること、被疑者らは刑事事件の加害者かもしれないが同時に人身売買の被害者であること、また拘置所での外国人に対する処遇や刑事裁判における法廷通訳の問題（深見 1999）など刑事司法の問題を提起し、機関紙や出版等で社会に訴えたり、国や国連機関への政策提言などの行動に発展させた（女性の人権カマラード 1998、下館事件タイ三女性を支える会 1993）。

題を担当して、300 人以上のタイ女性のケースにかかわってきた。真宗大谷派名古屋教区第 30 組第 3 期第 2 回「人権問題」学習「人権に学ぶ - タイ女性の救援活動を通じて -」発題より（2008 年 1 月 19 日開催）。

<http://www.nagoya30.net/study/human/sugiura.html> （2014 年 3 月 6 日アクセス）

タイ人女性が被害者か加害者となった殺人事件(1989年から1994年2月まで)



出典) 杉浦の報告資料 <http://www.nagoya30.net/study/human/sugiura.html> より、筆者作成。

(2) 帰国後の課題

シャウエツテと齋藤や、如田と青山による日本で人身取引に遭ってタイに帰国した女性の調査研究でわかったのは、出国前の女性たちには何かしらの困難（借金、経済的困窮など貧困状態、DV、離婚など親密な人間関係との別離、何かしら親孝行をしなければならないという思いがあって日本行きを決意していたこと、さらに人身取引被害後に経済的な蓄えがないまま帰国しても、出国前に直面していた困難や自他の問題は解決されず、家族や地域社会の偏見、健康、子どもの養育、自己尊厳の低下などの新たな困難を抱えることなどであった。これらの調査で人身取引被害回復支援と新たな被害防止（再被害を含む）という支援の課題が明らかになった。

また、帰国後の人身売買被害者を対象としたヒアリングという調査という行為は、当初予想していなかった効果も生みだしていた。それまで自身の経験をほとんど語らなかった女性が聞き手に促されて自身の過去の経験と現在について応える過程で、「自分自身をふりかえり、考えを整理することができた」と明るい表情になる女性たちが少なくなかった。自分の身に起こったことを、時間が経過したから少し冷静になって見つめることができたことや、調査者を通して、間接的にではあれ、人身売買の被害に遭って帰国した心情や苦労を共感しあえる人が他にもいること、自分は孤独ではないことに気がついたことが大きかったのかもしれない。少し軽やかな気持ちになった

被調査者らが何らかの行動を起こしたいという思いが結集して形成されたのが SEPOM というセルフヘルプグループが立ち上がる契機だった¹⁴。

帰国後の人身売買・人身取引被害者社会再統合の課題、そして課題に対する支援として、当事者の意思やニーズを尊重した「当事者中心のピアサポート」の可能性が見出された。

(3) 人身取引被害者が刑事事件被告となった事例から見る被害者支援

2000年7月日本でタイ人女性が殺人事件の被害者、そして別のタイ人女性が加害者として裁かれる殺人事件が発生した。この事件もまた1990年代前半に続発していたような、管理売春を行っていた女性（人身取引加害者）が、管理売春の被害者だった女性（人身取引被害者）を助けようとした男友達によって殺された事件だった。殺人事件の被告（加害者）とされたAの支援に、弁護士および市民グループが関わった。この事件が1990年代はじめの市民グループの支援と異なるのは、日本とタイと国を超えた支援や協力が実現したこと、そして被害当事者の意思や思いを支える制度的な支援環境を整える礎になったとみられることである。

この事件の経過を簡単に述べる。

Aの隣村に住むH（Gの父）とその娘G（タイ人女性人身売買ブローカー）はAに、日本のタイ料理レストランでの就労を勧誘した。AはGに渡航費として4万バーツ（約12万円）を支払った。

その後、2000年2月にAは、Gとは別のタイ人女性Wの同行で成田空港に到着した。成田空港到着後は、ら名古屋にAとWは移動した。名古屋駅に到着すると、WはAをC（日本における人身売買ブローカーでボスと呼ばれたタイ人女性）とD（インドネシア人男性、Cの愛人でAの送り迎えを担当）に引き渡した。CはAに「230万円でAを買った。売春して550万円を返せ」と言い渡した。

その後、Aは毎日2～3人の客の相手をしなければならなかった。550万円分の借金分を稼ぎ、帰国を心待ちにしていた2000年7月、Cは日本人ヤクザにAを売ると伝えた。それまで過酷な売春に耐えていたAは他の市で働かされていた同郷のEに連絡をとり一緒に逃げる計画を立てた。逃げ方がわからなかったAにEはBを手助けに行くよう依頼した。Eは一足先に逃げたが、それをCが知り怒っていた。新たに逃亡しようとするAとBは、Cを殴って気絶した隙に逃げ出そうとしたが、Aは先にこの場から逃げ出した後、BはCを執拗に瓶で殴って殺害してしまった。

¹⁴ 2013年12月、SEPOMを立ち上げた女性たちのサポートおよびコーディネイトを担ったN氏のヒアリングより。

7月18日事件発生後、AとBは自首。8月17日、Aは強盗殺人で起訴された。2003年5月第1審で禁固7年の判決、高裁、最高裁に上告したが2004年11月に上告棄却のち刑務所に収容された（佐々木 2007）。

佐々木は「人身売買被害者の刑事事件、何が問われているのか～「タイ人女性人身売買事件」を契機に」との論文でこのタイ人女性人身売買事件をとりあげている。佐々木は、Aの弁護人が一審段階でタイ総領事に対して、本件被告人のAやそのほかのタイ女性を日本に送っているGやHを国際的売春組織の一員として刑事責任の追及状況を照会し、タイの司法当局がGとHを営利目的誘拐、人身売買、管理売春で捜査、Gを起訴して公判中、Hは逃亡中との内容を、日本の裁判所に提出したが、日本での検察官は「売春承知で日本に来た」と主張し、検事の予断から売春捜査がまったく行われなかったことを、「売春組織の解明の端緒を失った責めは重い」と記している（前掲329）。売春強制を裏付けるAが記したノートや顧客ノートは当局に押収されていたが、裁判に提出されなかった。売春を強要されていた人身売買被害者が刑事事件の被告となった場合、「国際的な人身売買の連携捜査の中で、事件を考察すべき責務は、本来捜査機関にある」（佐々木 2007:329）と司法の場での課題を提起した最高裁に上告したAの事案は、背後にある人身売買や売春組織が解明されないまま、2004年11月26日に被告の上告は棄却された。日本政府が「人身取引対策行動計画」を2004年12月15日の19日前のことだった。

Aは刑務所に収容された後、数か月後に進行性の末期癌が発覚した。Aの国選弁護士のほか仏教僧侶や市民団体からの支援者らによる在日タイ大使館、タイ国人権委員会らの支援の連携により、刑の執行を停止されてAは強制送還されて2005年9月帰国の途についた。またAは帰国後、Aを騙した人身売買ブローカーGに対してタイで初めての損害賠償請求の民事訴訟を2006年2月に起こした（前掲333）。近隣に住むブローカーへの提訴は報復も危惧されるが、勇気ある行為に対してAは2006年の国際女性の日（3月8日）にタイ国家人権委員会から女性人権賞を贈られた。Aは民事裁判の結果を待たずに2006年5月19日に永眠した。

Aは日本では人身売買被害者との扱いは受けられなかったが、タイでは人身売買被害者として、タイで初めて人身取引被害者支援基金から医療費等に充当する支援金が拠出された¹⁵。タイでは2008年に包括的な反人身売買禁止法が成立するが、第5章に人身取引被害者支援基金の運用が明記される礎を築いたのはAのケースが契機となったと言えるだろう。

Aの事例から3つの課題が浮かびあがる。ひとつは人身取引被害者が刑事事件の被告となった場合の配慮と人身取引の実態解明は捜査当局および司法の責務の課題であ

¹⁵ 2013年8月2日、Aの件を担当していた元タイ国家人権委員からの聞き取りによる。

る。事件当時、被告が置かれていた日本の暴力団および国際的な人身取引組織が絡んだ人身取引の複雑な人間関係やシステムでの搾取されていた中の被告の心理的、精神的な状況への配慮である。これらの配慮なくして国際組織犯罪である人身取引に起因する刑事事件を防ぐことはできない。裁判官をはじめとした司法関係者、捜査機関、一時保護所など、公的機関で人身取引事案に関わる部署の担当者には WHO の“Ethical and safety guidelines for interviewing trafficked women”の研修が必要であろう。

2つめの人身取引被害者支援の連携の意義と限界という課題は、被害者支援の連携である。僧侶、弁護士、翻訳・通訳者など市民社会の構成員が組織化せずゆるやかに集合して、国を超えた法的支援、モラル支援、経済的支援、帰国支援、医療支援など支援の連携が A のケースで散見されたことは意義深い。しかし、人身取引被害者の権利を保障するために必要な通訳、翻訳、連絡調整、同行、書類作成、制度説明など、発生する諸般の作業がいつまでも無償のボランティアズムに依存しては権利の保障をする作業が滞る。人身取引被害者の権利を保障するための業種を超えて支援者同士が連携していくシステムやネットワークなど構築する必要もあるであろう。

3つめは帰国後の被害者の権利保障の課題である。帰国後の人身取引被害当事者の意思を第一に尊重し、権利を保障する支援の必要性である。A は余命 2 か月の末期癌と宣告されて帰国し、安静が必要だったが、本人は民事訴訟に踏み切った。体調の良いときにはマスコミの取材にも応じた。法的なアドバイス、弁護士の協力、体調に気遣う家族など多くの支援もあって、帰国してから亡くなるまでの 8 か月間、A の損害賠償を希求する権利と意思は尊重された。民事裁判の結果を知ることができなかったが、A が権利保障に限界が立ちほだかった日本でなく出身国で最期を迎えられたのは幸いだった。

2. タイにおける人身取引対策—再統合支援

(1) 人身取引課題におけるタイの位置

タイでは 1997 年に女性と子どもの人身取引禁止法、2003 年の児童保護法、2006 年の売春防止・禁止法改正、2008 年の人身取引禁止法、および DV 法など、主に女性や子どもに対する暴力に対する法整備や人身取引対策を積極的に推進してきた。しかし、法整備や包括的に女性と子どもの保護や救援の取組を行っているにもかかわらず、アメリカ合衆国国務省による人身取引レポートで、タイは 2010 年から 4 年連続第 2 階層の監視国 (Tier 2 Watch List) と評価されてきた。通常は 3 年間第 2 階層の監視国が続

けば制裁を含む第3階層に低落するのだがタイ国のロビーイングによってTier2WLを維持したが、2014年の人身取引レポートではタイ国の評価は第3階層だった¹⁶。

タイをはじめアセアン諸国は2015年に経済統合AEC(ASEAN Economic Community)が計画されており、アセアン域内、とくにタイと周辺国(メコン川流域諸国)での人や物の流れがこれまでより一層活発化し、経済活動の進展が見込まれる一方、低賃金で重労働の搾取的な労働環境や人身取引の発生増加が危惧されている。経済が活性化するメコン川流域諸国やアセアン域内で、タイ政府が尽力してもますます複雑化して減らない人身取引事態に対して米務省の人身取引レポートは厳しい評価を下したといえよう。

(2) 再統合

人身取引対策が国際社会で講じられるようになった当初、現在の5Pは3P(訴追、保護、防止)のみで、現在は(処罰と参画)が含まれている。被害者中心アプローチの3Rも、以前は、救助、救出Rescue、リハビリテーションrehabilitation、再統合reintegrationであったが、より被害者にとっての重要事項の枠組みから考えた救助、救出から法的な意味を含む救済redressに、社会復帰rehabilitationは、借金や家族、人間関係など社会(生活)に困難を感じていたからこそ国外での移住を試み、その過程で人身取引被害に遭ってしまった人に対して、もとの出身社会に「復帰」することよりも、より個人個人の被害回復に焦点をあてたRecoveryに変化した。人身取引対策の中心コンセプトである5P, 3R, 3Cは、2008年から国連人権委員会から指名されている人身取引にかんする国連特別報告者ジョイ・ヌゴジ・エゼイロによって国連関連文書で繰り返し使われている。

人身取引課題における再統合reintegrationとは、IOMのコンサルタントとしてカンボジアなど東南アジアの人身取引調査研究の蓄積があるダークスは再統合を「再統合とは新しく統一もしくは結合すること」とシンプルに定義している(Derks1998:7)。ダークスはまた、再統合は第1段階の個人レベル、第2段階の家族と地域社会レベル、第3段階の国レベルおよび国際レベルの3つの段階に分類し、それぞれの段階に合った支援を促した(Derks 1998:194-195)。また、フィリピンとタイで2007年から2009年まで人身取引被害者の帰国後の再統合プロジェクトを実施したILOのリスボルグは、ダークスの定義をさらに発展させて、再統合を以下のように定義した。

人身取引は移住や移住の過程で発生し、搾取されてしまうことにより自律性を失い

¹⁶ US Department of America, Trafficking in Persons report 2014 ,Thailand <http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/countries/2014/226832.htm>, Last accessed on 2 July 2014

自分で自分の管理することができなくなる。だから再統合とは人身取引被害者が自律し自分を取り戻し、自分自身の人生を管理することである。

それは単に帰国すれば実現するものではなく、社会的にも経済的にも自分で決断し、健康で生産的な生活を営んで社会の構成員となることである。多くの場合、再統合の意味は家族が住む場所に戻るという意味だと考えられている。しかし、再統合は新たな土地で、新たなコミュニティに入っていくことを含む。

再統合の主な要素は、自己の信頼と弾力性を取り戻し、力づけ、勇気づけることと、人身取引被害者という立場から自らが希望する状況に改善していくための技量を身につけることである。

(Lisborg and Plambech 2009、筆者訳)

リスボルグとプラムベックは、人身取引被害者個人へのヒアリングを基に、出国する前、出国の状況、移送先での搾取、帰国の決心、帰国後のチャレンジ、将来の希望などの内容が記した。人身取引被害者の帰国後に直面する課題に関しては、タイ北部のチェンライ県とパヤオ県に帰国したタイ人女性たちのヒアリングの報告書がシャウエットと齋藤によって国際移住期間 (IOM) から1999年に発行されているが、外国で人身取引の被害に遭って帰国した女性たちが直面する課題は、雇用や生計に関すること、心身の健康 (自己尊厳の低下を含む)、孤立、(法的支援や制度的支援を含む) 情報へのアクセスの限界は10年後もほぼ同じであった。しかし、リスボルグとプラムベックの報告書の特徴は、タイでヒアリングを行った29名のうちのタイ北部チェンライ県の8名とパヤオ県の8名は、ILOがSEPOMとYMCAパヤオの資金助成による再統合プロジェクトに関与した女性も含んでおり、帰国後の課題とともに、収入向上プログラムを策定する際の技術供与やピアサポートの有効性、支援者にもとめられる敬意や誠実さなど支援の課題を分析している点である。

(3) 帰国後の人身取引被害者支援の課題

①ピアサポートとセルフヘルプグループ (SHG)

互いにサポートしあうという意味のピアサポート活動は、自助活動、セルフヘルプ活動と呼ぶこともある。セルフヘルプグループ (以下、SHG) の活動は、アルコールや麻薬などの依存症患者の行動変容を目指す目的をもち、特定の病気をもった患者や家族、不登校、引きこもりなどの問題を抱えた子どもをもつ家族は情報交換、性的少数者など社会から偏見のまなざしがむけられがちな人々などの活動は社会変換を目指すなど、さまざまなグループが多様な目的で、世界中で実践されており、その効果や

方法について数多くの研究もなされている（谷本 2004：57）¹⁷。社会通念となっていたような考え方を再考するSHG運動はまたフェミニズム運動と多くの共通点があることを中田は指摘している（中田 2000:27-28）本稿のピアサポートグループは、カツとベンダーのセルフヘルプグループの定義（Kats and Bender 1976）に依拠して、以下のように定義して使用する。

「SHG とは、相互扶助ならびに特殊な目的達成のためにボランティアな小集団構造である。通常、共通のニーズを満たし、共通のハンディキャップや生活を崩壊させる問題を克服し、望ましい社会的・個人的変化を生じさせたりするときの、相互扶助のために集まって来た仲間（Peer）によって形成される。このグループの扇動者やメンバーは、彼らのニーズは既存の社会制度では満たされておらず、また満たされうることではないと考えている。SHG は体面的社会的相互交流とメンバーが個人的責任を取ることを重視している。しばしば SHG は物質的援助だけでなく情緒的支援も与える。すなわちグループはしばしば主義主張的であってメンバーの人格的アイデンティティの感覚が強化されるようなイデオロギーや価値観を広めることも行う」（日本語訳は岡 1995）

②SEPOM と LOL の成立過程と支援組織

過去に人身取引の被害に遭った女性たちによって構成され、ピアサポートを行っている二つのグループ SEPOM と女性支援 NGO の女性財団（Foundation For Women、以下 FFW）のサポートによって立ち上がった当事者のピアサポートグループ Live Our Life（以下、LOL）を考察してみたい。

SEPOMとLOLのSHG成立過程を見ると、SHGメンバーを構成する人たちが自主的に集まったのではなく、グループが形成される前にそれぞれきっかけがあった。2001年に設立したSEPOMの創立メンバーの多くは、1997年にチェンライ県とパヤオ県でIOMが実施した「日本の人身売買された女性たちの帰国後の課題」（その当時は再統合、社会再統合とは言わなかった）の被調査者だった。その調査を実施していた筆者は、被調査者らのインタビューが終わると「すっきりした」「誰にも話したことがなかったことを今日はきだせた」「頭の中、心の中が整理された感じ」そして「同じような経験をした人と何かできるかもしれない」との感想を複数の被調査者らから聞いた。ある経験を通して、その経験を振り返り、言葉にし（概念化し）、次の行動に進む力を得る、との循環は、教育学の分野では経験学習、体験学習¹⁸というが、まさに調査に協力し

¹⁷ 岡は海外のSHG研究のさまざまなレビューを行って、SHGの援助特性の整理をし、SHGの働きの基本要素は「わかちあい」「ひとりだち」「ときはなち」であるとしている（岡 1994）

¹⁸ 経験をふりかえることが反省的観察となり、次の段階へ進む契機となるこの経験は、経験

てくれた女性たちは、経験学習のサイクルが「調査」という行為の介入によって刺激を受けていた。その思いが、ピアサポートグループをつくりたいと昇華して、SEPOMが立ち上がった。

LOLも、1980年代からタイ人女性の主に欧州への海外移住の課題を扱ってきた女性財団（Foundation for Women、以下FFW）に、2007年ILOの再統合プロジェクトによって海外から帰国した女性を対象とした電話相談室をバンコクで開設して相談事業を行った。2008年に資金助成が終了した後、当事者で電話相談カウンセラーをつとめていた人とFFWがLOLの活動に移行した。SHGは、専門家がコントロールしない当事者主体のグループとの認識が、社会福祉や医療関係者にはある（谷本 2004:61）が、SEPOMやLOLの場合、専門家ではないが、LOLはFFWというNGOが、SEPOMには活動資金を調達し、グループメンバーを支援する調整役の非当事者が関わった。グループの立ち上げの際には、被害当事者が互いに知り合う機会の創生、活動資金の調達、行政など諸機関との連絡調整など、ピアサポート活動を推進する際に、被害当事者の役割が重用されていた。

また、Global Alliance Against Trafficking in Women（以下、GAATW）という国際NGOも、SEPOMやLOLの活動推進に寄与した。GAATWは、国際的な人身取引と移住に関する政策提言や各国のNGOや当事者団体を結ぶ役割を果たしており、FFWとLOLとの相互交流の機会を提供したり、SEPOMやLOLの中心メンバーを、ネパールの人身取引被害者SHGのシャクティ・サムハ¹⁹に送り経験交流を促進している（GAATW 2007、齋藤 2010）。

SEPOM と LOL の活動内容の比較

	SEPOM Self Empowerment Program of Migrant Women	LOL Live Our Lives
設立までの 主な経緯	1997年IOM調査「日本からチェンライ県、パヤオ県に帰還した女性の再統合調査」の被調査	女性財団FFWの支援で成立。 2007-2008年にILOの再統合プロジェクトでFFWが外国から帰国

学習の理論で説明することができるだろう。唐木は、経験学習のサイクルを、生涯教育や経験教育に造詣が深いKolbの具体的経験、反省的観察、抽象的概念化、活動的実践の学習経験理論（Kolb 1984）を基に構築したが、そのサイクルは、①具体的経験—反省的学習者→②反省的観察—理論的学習者→③抽象的概念化—実用的学習者→④活動的実践—活動的学習者→①具体的経験へと循環する（唐木 2010:211）。調査という外部者の介入行為は、①の彼女たちの人身売買・人身取引という具体的な経験を、②の反省的観察に移行するきっかけとなった。

¹⁹人身売買防止や、人身売買被害者（シャクティ・サムハでは被害者と呼ばずにサバイバーと呼ぶ）のための教育や職業訓練の機会提供などの活動を行う団体。最初は女性団体の支援を受けてスタートしたが、現在は中から育ってきた当事者がリーダーとなって活動している。団体名は「力をつける、エンパワメント」という意味（齋藤 2010）

	者を中心に、日本人女性Nの支援で設立した。	した女性たちの相談センターを実施した際のメンバーが中心的な活存在である。
設立年	2001年	2009年
目的	元人身取引被害者のエンパワーメント	元人身取引被害者相互扶助、再統合支援、ネットワーキング
対象者	日本から帰国したチェンライ県内の女性とその子ども	外国（日本、アフリカ、欧州など）から帰国した女性
活動地	主にチェンライ県内(6郡でそれぞれの活動を展開)	バンコク、東北部、北部、南部のそれぞれの拠点を中心に全国
主な活動	② 被害当事者による調査 ③ 職業支援 ④ マイクロクレジット ⑤ 演劇手法の研修 ⑥ タイ日子ども支援 他	① 人身取引被害者支援（性的搾取、労働搾取両方） ② 国外移住労働前の情報提供 ③ カウンセリングスキル研修 ④ 人身取引関連法研修 ⑤ マイクロクレジット
財源	・日本からの寄付 ・BATWC ・寄付金	・女性財団 FFW ・BATWC/JICA ²⁰ （冊子印刷費用）など
代表	不在	2年毎に交代する。代表は選挙で選出
2013年12月時点での活動状況	マイクロクレジットとピアサポートを小規模だが継続している。	帰国後の女性たちの精神的なピアサポート、法的な被害救済のための支援を継続。

出典：SEPOM と LOL の資料をもとに筆者作成

²⁰ 注釈 40 を参照。

② SEPOM の統合－被害者のラベリングを剥がす

SEPOM は 2007 年から 1 年半の間、ILO の再統合プロジェクトによって可能となった活動とその成果についてまとめた報告書によれば、SEPOM が県庁所在地のあるムアン郡とチェンライ県内 6 郡で、起業支援を目的としたマイクロクレジットなどを主な活動内容とした SHG を展開した。小規模事業支援の内容は、畜産（豚、鶏、食用コウロギ）、漁業（養魚、食用蛙）、農業（野菜）、廃品回収、ラーメン屋経営などであった。ILO の投入によって運転資金の原資となったマイクロクレジットは、2013 年 12 月現在、継続していた。しかし、タイ政治の混乱で政府が買い上げた米の支払いが滞っており、新たな借金をしなければならず、支払がこのまま続けば、マイクロクレジット用に預けていた資金を使わざるを得ない状況になると危惧していた。マイクロクレジットのほか、2008 年に成立した反人身取引法に関する法律や自分たちの暮らしに関する社会福祉の手続きに関する検討会なども実施した。

しかし、ILO の統合プロジェクトによる資金助成が 2009 年 2 月に終了した頃から、SEPOM ではマイクロクレジット以外の活動は停滞、休止している。関係者へのヒアリングによれば、2008 年の反人身取引法によって制度化された人身取引被害者支援基金に関して、たとえば人身取引された時期の渡航を証明するためにパスポートのコピーが必要だが、人身取引された多くの人は偽造パスポートを持たされたか、日本に到着したとたんにパスポートを取り上げられていて手元にないなどの申請の手続きに関する困難があり、申請ができた者とできない者の溝ができた。また申請できたとしてもどのような算出方法で受給額が決定されたのが不透明だったため、受給額も個人によって差があり、メンバーの間に溝が深まっていった。SEPOM のメンバーはもともと経済的に厳しい環境に置かれていた女性たちが多かったため、支給される額面の格差は、その後の人間関係に大きな溝をつくった²¹。

さらに、人身取引被害に遭った当事者が中心の組織は、助成団体や地方行政など諸機関との連絡調整、財政管理など組織運営に関するマネジメント能力の脆弱性から、2008 年から 2009 年にかけての ILO の再統合プロジェクトによる助成金や行政からの助成金など管理運営をめぐる、しばしば誤解や不理解が生まれた。こうした誤解や不理解をひとつひとつ解消していくことによって、組織は成長していくことができるが、前述の人身取引被害者支援金による支援金によって生じた人間関係の溝によって助成期間が終了するとともに、活動規模も縮小し、休止状態となった。その後、人身取引被害者支援基金の制度は、公正に運用するために申請時の必要書類や要件は徐々に明確にされつつある。

²¹ 2013 年 12 月 26 日の SEPOM 関係者へのインタビューより。

人身取引被害者の SHG としての SEPOM の活動は停滞しているその一方で、SEPOM メンバーだった人々の個々の生活は、自律したものに向上している。たとえば、自身は HIV に感染しているが、健康にもよい有機農業に真剣に取り組み、仲間とともに普及を試みている人、日本で被害に遭っているときに妊娠、出産し、帰国後はシングルマザーで苦労を重ねてきたメンバーは、試行錯誤で作物の植え付けや山菜等の採取で生計を立て、子どもも反抗期を経て大学に進学し、就職して、近年は婚約もしたという。以前に比べて、生活が楽になったという。SEPOM 成立の 2000 年当時、互いの苦労を助け合いながら、新たな人間関係を形成して SEPOM の活動をになってきた人々が、SEPOM 活動としては停滞の時期を経たとしても、個人の生活は自律し、家族を支え、自らの価値を見出して誇りをもっている。また、SEPOM 時代の仲間たちともときどき電話で近況を尋ねあい、マイクロクレジットは継続している。「SEPOM が 2002 年から 2006 年にかけて実施したような、バイクで何十キロも先の村々に日本から帰国した人々を訪ねて、調査に関わっていたころの気力も体力ももう昔のことだわ」というが。帰国してからすでに 20 年近く経過したいま、SEPOM という人身取引被害当事者の活動にあえて加わらなくても。彼女たちは「人身取引の元被害者」というラベルをようやく剥がしたと言えるのではないか。社会に再統合が実現したと見ることができると推察した。

③ 社会的排除への LOL の挑戦

一方、人身取引の被害にヨーロッパや中東諸国などからタイに帰国した直後、もしくは数年しか経過していないメンバーが多い LOL の帰国後の再統合は厳しい現実と課題が立ちだかる。たとえば、自分を騙して外国に送った同郷の女性ブローカーを警察に告訴した日から嫌がらせが始まり、故郷を後にしなければならなかったり

(FFW/LOL 2009:38)、ブローカーが地元の有力者であることも多いため、地方では法律よりも権力が幅をきかせることが往々にして見られることが証言されている

(FFW/LOL 2012:41)。本調査におけるヒアリング²²では、外国に女性たちを送るブローカーが村の有力者であるとき、その有力者を訴えたり、悪事の内実を暴露したとたんに「嘘つき」扱いされる、夫の親族の不理解により離婚を迫られるなど親族を含めた地域社会からの排除があるという。夫婦など親密な人間関係や家族の信頼関係の亀裂や崩壊、離婚、他の土地への再移住など、被害者の社会的排除と再統合の可能性は厳しい現実である。ヒアリングは、こうした厳しい現実の中で、自身をだましてヨーロッパのある国の買春組織への人身売買に加担した村の有力者を告訴した LOL のメンバーの女性を対象に行った。この女性によれば、「訴えることを決意しても、外国で

²² 2013 年 12 月 28 日の SEPOM 関係者へのインタビューより。

自分の身に起きた人身取引の証拠を集めることが出来ない、裁判所への交通費、弁護士費用など金銭的な負担などに経済的、精神的な負担も大きい。また制度もよく知らず、2008年反人身取引法に基づく人身取引被害者支援基金という制度ができたにもかかわらず、申請期限があることを知らず、この制度を知った時には受給期間が過ぎていた」という。彼女と同じようにヨーロッパに送り出す村の有力者を告訴した女性数名は、地域社会での圧力のために他の土地へ移住を余儀なくされた。帰国後の被害者の権利を保障するための支援の充実が望まれるが、被害者の支援だけでなく、被害者の声や訴えに真摯に耳を傾けての人身取引者に対する公正な捜査と摘発など適正な法執行も望まれる。地域社会から排除された帰国した人身取引元被害者たちにとって、同じような問題に直面している人たちの集まり、LOLなどのSHGは、共感、安心、信頼、励ましなどを得ることが可能貴重な存在である。

LOL/FFWは被害回復のための法的支援について「夢をもとめて—人身取引被害者の想い」(2009)、「正義を求めて—人身取引被害者の闘い」(2012年)、「自分の人生を生き抜く—Live Our Lives 人身取引被害者女性たちの自律への道」(2013年)の3部作を発行した。日本語はタイ社会開発と人間の安全保障省管轄の女性と子どもの人身取引対策室(Bureau of Anti Trafficking in Women and Children,以下BATWC)と日本政府の国際協力機構(Japan International Cooperation Agency,以下JICA)の二国間協力による人身取引被害者支援・自立促進プロジェクト²³の協力で発行されている。

LOLの文章および2013年12月に実施したヒアリング問題提起から、帰国後の支援について次の提言ができよう。

- ・ 人権侵害や法律や訴訟の相談・支援機関(行政およびNGOなど)の情報を伝えること
- ・ 公務員、裁判官などへの汚職の撤廃
- ・ 人身取引被害者が法的な被害救済を求めるとき、法的アドバイス、弁護士費用、交通費などの支援をすること
- ・ 公判の短期化
- ・ 海外の捜査機関との連携による裁判記録や証拠の共有
- ・ 被害者支援基金手続き、運用の明確化

²³2009年3月17日から2014年3月16日まで、タイ国政府が人身取引被害者保護・自立支援のためのMDTアプローチ5を普及させることを目的に、JICAが社会開発人間安全保障省、社会福祉局、女性と子どもの人身取引対策部をパートナーとして実施した国際協力事業。国際協力機構 <http://www.jica.go.jp/project/thailand/0800136/outline/index.html>

④社会へのインパクト

SEPOM と LOL のピアサポート活動は、個人、家族など社会のマイクロレベル、地域社会のメゾレベル、政府や国際機関などマクロレベルに提言できるだけのインパクトがある。2団体の SHG 活動は、個人的な相互扶助や励ましあい、情緒的な支援をおこなっているだけでなく（マイクロレベルやメゾレベル）、法的支援の不備の指摘など（マクロレベル）、既存の社会制度に欠如している部分を補完するための政策提言や発言などを行っている。

LOL のメンバーは、国外への移住労働が男女とも多いタイ東北地方の K 県の教育委員会から、K 県内のすべての高校で移住労働の危険性に関する講演を依頼されたという。国外移住労働には人身取引の危険性も内在しているため、将来、海外への移住労働を希望する若者たちへ注意を喚起することが依頼者の教育委員会の目的である。LOL の団体としての活動歴はまだ長くなく、自らが移住労働の過程で人身取引に遭った経験を他者に語るまでエンパワーメントされたメンバーは限定されている。また K 県内外の交通費も LOL 予算からは限定的であるため、人的資源および経費の課題を抱えている。しかし、人身取引被害者当事者のピアサポート活動が、「負の経験を伝える」ことで、人身取引を含む搾取的な移住労働を防止するという地域社会へのインパクトを呈している事例である。

また、被害者のピアサポート活動が国レベルにインパクトを与えた事例としては日本政府とタイ政府の間の二国間国際協力事業を挙げることができるだろう。この事業はBATWCとJICA間で2010年6月から2014年3月まで実施されていた。人身取引被害者の保護および自立支援策の一環として、被害当事者のピアサポート活動をLOL/FFWに委託し、また被害当事者の経験（人身取引の実態編、帰国後の訴訟編、帰国後の生活再建編）をタイ語で刊行、また英語、日本語に翻訳したものを刊行した。さらにJICAでは毎年日本への人身取引対策の取組の研修を実施しているが、2012年にはLOLから1名が研修に参加した。タイの社会福祉や国の人身取引対策を担う行政官たちと共にLOLメンバーが約2週間日本に滞在した経験は、「人身取引被害者」としての視点での人身取引対策について、「支援する人（支援者）」と「支援される人（被害者）」との非対象的な関係ではなくひとりの人間として敬意をかわしながら、人身取引対策を共に担って、共に働いているという協働の人間関係を構築することができたという²⁴。

ピアサポートなどを行う当事者主体のグループ活動は、個人の仲間を得る、経験を話せる「場」を形成し、自己効力感 Self Esteem を高めるだけでなく、地域社会や行政レベルへとの関係性を構築しながら、互いの変容を促す可能性があることが、LOLなどのピアサポート活動から推察することができる。社会の人身取引被害者に対する態

²⁴ 2013年12月のLOL主要メンバーからの聞き取りから。

度の変容、被害者からの相互理解および制度で欠如している点の指摘など、ピアサポートグループの提言等を通して、少しずつではあるが人身取引議定書に記されている人身取引の要因のひとつの「平等な機会の欠如」の是正にもつながるのではないかと考える。

まとめ

本研究は、人権指針6の「人身取引された人々の権利とニーズへの留意なくして人身売買のサイクルを壊すことはできない」を基本的な考えとし、人身取引対策において被害者中心アプローチによる効果的な被害者の保護と支援を提案するために、本年度は、主に日本からタイに帰国した後の被害女性たちの被害回復支援と再統合の課題を、刑事事件の被告となったAの事例とSEPOMとLOLというピアサポートグループの現地調査から考察した。本年度の研究から明らかになったのは、人身取引被害者が被告となった刑事事件においても、および人身取引被害者は帰国後も厳しい現実には遭遇する可能性があるということである。国際社会で、被害者中心アプローチや人権の重要性を被害者のリアリティに即して理想と現実のギャップを埋める努力が必要である。

また本稿では、人身取引被害者の支援に、国家の施策対個人という構図だけではなく、NGOや地域社会、自助グループなどの中間の支援組織の存在が、日本でもタイでも支援の連携の可能性があり、足りないところを補完するような役割をはたしている。国際社会の条約や議定書、二国間国際協力、国の政策、行政（中央—地方）、中間組織、地域社会、そして家族をも含む支援的政策環境が、人身取引対策に効果を与えると結論づけるが、今後はさらに被害者支援事業を精査していきたい。

これまでのところタイは人身取引の受入国であり、中継国であり、送り出し国という複雑な立場に置かれていてその対策に尽力してきた。しかし、最近大変懸念されるのがタイの政治不安である。人身取引はガバナンスが弱くなると、活性化する。警察による抑止力が弱くなるからである。

今後、タイの政治状況とタイ周辺国の人身取引状況を精査して、国別の支援的政策環境や被害当事者によるセルフヘルプ活動の中のキャパシティ・ビルディングの比較分析を、開発学、社会学、心理学などディシプリンを超えて試みたいと考えている。

【参考文献・資料】

日本語文献

- 浅見靖仁 [2003] 「国際労働力移動問題とタイ ―研究動向と今後の課題」(『大原社会問題研究所雑誌』 No.530,大原社会問題研究所)。
- 生田勝義 [2007] 「人身取引問題の現状と課題」(大久保史郎編 [2007], 『人間の安全保障とヒューマン・トラフィッキング』、日本評論社)。
- ウェラギオ・ラギダオ「あるすの会」[1990] 『ラパーン事件の告発 フィリピン女性たちの闘い』、柘植書房。
- 大野聖良 [2010] 「人身取引研究の展開と課題―受け入れ国日本にける人身取引研究のために―」(『ジェンダー研究』第13号,お茶の水女子大学)。
- 岡知史[1994]「セルフヘルプグループの援助特性について」(『上智大学社会福祉研究』平成7年報、3-21 ページ)。
- ― [1995] 「セルフヘルプグループ(本人の会)の研究 ver5」自費出版
- 唐木清志 [2009] 『アメリカの公民教育におけるサービス・ラーニング』、東信堂。
- 齋藤百合子 [2006] 「人身売買被害者とは誰か ―日本政府の『人身売買』対策における被害者認知に関する課題」(『アジア太平洋レビュー』第3号 大阪法科大学アジア太平洋研究センター)。
- ―― [2010] 「人身取引被害者の帰国後のエンパワーメント支援アプローチタイの当時者組織の活動分析から」(『女性教育会館研究ジャーナル』Vol.14)。
- ―― [2012] ”Re-Trafficking and Repatriation of Thai women in Japan (日本におけるタイ人女性の人身取引～再被害と帰還後の課題) “2012年10月16日に常磐大学被害者研究所主催で開催された『日本における人身取引の被害者』シンポジウムの発表資料。
- 佐々木綾子 [2012] 「日本の人身取引をめぐる政策過程の分析―2004年行動計画策定までを中心として―」(『上智大学社会福祉研究』上智大学総合人間科学部社会福祉学科、53-71 ページ)。

佐々木光明 [2007] 「人身売買被害者の刑事裁判、何が問われているのか—「タイ人女性人身売買事件」を契機に」(大久保史郎編,『人間の安全保障とヒューマン・トラフィッキング』、日本評論社)。

下館事件タイ三女性を支える会編 [1995] 『買春社会日本へ、タイ人女性からの手紙』明石書店。

女性の家サーラー [2002] 『女性の家サーラー 10年のあゆみ 外国籍女性への暴力の実態』。

女性の人権カマラード編 [1998] 『タイからのたより スナック「ママ」殺害事件のその後』、現代書館。

下重清 [2012] 『<身売り>の日本史 人身売買から年季奉公へ』、吉川弘文館。

人身売買禁止ネットワーク [2005] 『日本における人身売買の被害に関する調査研究』報告書、お茶の水女子大学。

第二東京弁護士会人権擁護委員会編 [1997] 『国際的人身売買の被害者である来日アジア人女性に関する調査研究報告書』、第二東京弁護士会人権擁護委員会。

谷本千恵 [2004] 「セルフヘルプ・グループ (SHG) の概念と援助効果に関する文献検討—看護職は SHG とどうかかわるか」『石川看護雑誌』 Vol.1。

中島宏 [2000] 「刑事司法における「加害者」と被害者」『法学セミナー』 548号

如田真理・青山薫 [2007] 「タイ王国チェンライ県7郡における帰国女性第一次調査」(『アジア太平洋地域の人身取引問題と日本の国際貢献—女性のエンパワーメントの視点から』(課題番号17310155)平成17年度～平成18年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書)。

長谷部美佳 [2004] 「新聞紙上における外国人女性の表象をめぐる一考察」(『アジア女性研究』第13号、9-17ページ)。

深見史 [1999] 『通訳の必要はありません—道後・タイ人女性殺人事件裁判の記録』創風社出版。

- Live Our Lives(LOL) and Foundation for Women (FFW) [2009]「夢をもとめて—人身取引被害者の想い」 (URL: http://www.jica.go.jp/project/thailand/0800136/materials/ku57pq00001uvau3att/yume_ja.pdf. Last accessed on 5th March, 2014)
- Live Our Lives(LOL) and Foundation for Women (FFW) [2012]「正義を求めて—人身取引被害者の闘い」 (URL: http://www.jica.go.jp/project/thailand/0800136/materials/ku57pq00001uvau3att/seigi_ja.pdf. Last Accessed 6th March 2014).
- Live Our Lives(LOL) and Foundation for Women (FFW) [2013]「自分の人生を生き抜く—Live Our Lives 人身取引被害者女性たちの自律への道 http://www.jica.go.jp/project/thailand/0800136/materials/ku57pq00001uvau3att/jibun_ja.pdf Last Accessed 6th March, 2014) .

外国語文献

- Brunoskis, Anette and Sutres, Rebecca [2012] ”*Leaving the Past Behind? When Victims of Trafficking Decline Assistance*”, Washington: Fofa AIS (Oslo) and Nexus Institute.
- Cauette, Therese & Saito, Yuriko [1999] “To Japan and Back : Thai women recount their experiences in Japan” IOM, Geneva
- Derks, Annuska [1998] "Reintegration of victims of trafficking in Cambodia" Geneva , International Organization for Migration.
- Global Alliance Against Trafficked in Women(GAATW) [2007] “Respect and Relevance: Supporting Self-Organization as a strategy for empowerment and social change” GAATW, Bangkok
- [2007] “Collateral Damage : The Impact of Anti-Trafficking Measures on Human Rights around the World” GAATW, Bangkok
- Human Rights Watch [2000] ”OWED JUSTICE: Thai Women Trafficked into Debt Bondage in Japan” New York: Human Rights Watch, (URL: <http://www.hrw.org/reports/2000/japan/>.Last Accessed on 13th March, 2014).
- Jobe, Arison [201] “The causes and corrsquences of Re-trafficking: Evidence from IO M Human Trafficking Database” International Organization for Migration
- Katz AH, Bender EI [1976] “The Strength in Us: Self-help Groups in the ModernWorld2”. New Viewpoints
- Kolb, David [1984] “Experiential Learning Experience as the source of Learning and Development” <http://academic.regis.edu/ed205/Kolb.pdf>
- Lisborg, Anders and Plambech, Sine, [2009] ”Going back Moving on : A synthesis report of the trends and experiences of returned trafficking victims in Thailand and Philippines” International Labor Organization, HSF project

- Pinthai, Nunuat [2013] "Develop victim centered social reintegration model for the empowerment of trafficked persons" Foundation for women and Live Our Life, Bangkok.
- Tyldum, Guri & Brunovskis, Anette [2005] "Describing the Unobserved : Methodological Challenges in Empirical Studies on Human Trafficking " Data and Research on human trafficking: A Global Survey, International Organization of Migration (IOM)
- UNIAP [2008] "Why victims of trafficking decline assistance Feedback from European Trafficking victims" United Nation Inter-Agency Program on Human Trafficking
- UNODC [2009] "Global report on Trafficking in Persons" United Nations Office of Drugs and Crimes
- WHO [2003] "Ethical and safety guidelines for interviewing trafficked women"